

4 . コンビニエンスストアでのコピー

法第30条第1項第1号の規定では、私的使用の目的の複製は原則自由としつつ、公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いる場合は自由にはできないとしています。

しかし、附則第5条の2の規定により、当分の間、この自動複製機器には専ら文書又は図画の複製に供するものを含まないこととされていますので、このような場合には自由にできます。

なお、法第31条では、図書館の複写サービスを許容していますが、同条の規定によって複製行為ができるのは政令で定める施設であり、著作権法施行令第1条の3第1項の規定により、国立国会図書館やいわゆる公共図書館、大学や高等専門学校の図書館、防衛大学校や水産大学校のような特別の法律に基づく教育機関に設置された図書館、あるいは法令に基づき設置されている公立博物館や視聴覚ライブラリーなどが定められています。

つまり、小学校や中学校、高等学校に設置されている図書室は現在のところ含まれていないということに注意して下さい。